

保護者 殿

年 組 名前

笛吹市立一宮南小学校長

学校において予防すべき感染症の出席停止について

お子さまが感染症に罹患、または罹患している疑いがあります。他の児童への感染を防ぐため、またお子さまの療養のため、かかりつけの病院で医師の診察を受けてください。

診察の結果、学校において予防すべき感染症に罹患している場合は、他への感染のおそれがないと認められるまでの期間、『出席停止（欠席とならない）』となります。感染症が治癒し、学校に登校してくるときに『治癒証明書』が必要になります。主治医に診ていただき、感染のおそれがないと診断されましたら、治癒証明書を持って登校するようにお願いいたします。

学校において予防すべき感染症

	感 染 症 の 種 類	出 席 停 止 期 間
第 一 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルク熱、ポリオ、ラッサ熱、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	完全に治癒するまで
第 二 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザをのぞく） →→ 百日咳 →→ 麻疹（はしか） →→ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） →→ 風疹（三日ばしか） →→ 水痘（みずぼうそう） →→ 咽頭結膜熱（プール熱） →→ 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 →→	発症後5日を経過しかつ解熱後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで 全ての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 感染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他として：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症、水いぼ、アタマジラミ、とびひ など	病状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで

-----き---り---と---り---せ---ん-----

治 癒 証 明 書

笛吹市立一宮南小学校長 殿

年 組 名前

病名

月 日～ 月 日まで出席停止とし、感染症の予防上、登校しても支障がないと認めます。

令和 年 月 日

医療機関・医師名